

医療機関
調剤薬局 各位

那須塩原市長 君島 寛



那須塩原市こども医療費助成制度の改正に伴う協力について(依頼)

日頃より、市保健福祉行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市で実施しておりますこども医療費助成制度については、現在0歳から18歳までを助成対象としており、そのうち未就学児まで現物給付を実施しておりますが、子育て支援の充実を図るため、下記のとおり平成31(2019)年4月1日より現物給付の対象年齢を未就学児から中学3年生まで引き上げいたします。

本制度の実施につきましては、皆様の御協力が不可欠でございますので、窓口での取扱いについて特段の御協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 那須塩原市こども医療費助成制度改正の概要

(1) 改正日 平成31(2019)年4月1日

(2) 改正の内容 現物給付対象年齢を中学生3年生まで引き上げる

改正前：0歳から6歳まで

改正後：0歳から15歳まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

(3) 法令による公費負担制度との関係

- ・生活保護については生活保護を優先します(こども医療費助成の対象ではありません)。
- ・自立支援制度や育成医療などの公費負担制度が適用されるケガや病気については、その制度を優先します。ただし、自己負担金がある場合、その額はこども医療費助成制度の対象とします。

※学校や幼稚園等の管理下で発生したケガや病気にかかる医療費について、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する「災害共済給付制度」の対象となる場合は、「災害共済給付制度」が優先され、こども医療費助成制度の対象とはなりません。窓口で自己負担金の徴収をお願いします。

2 現物給付として取り扱えない場合 <償還払い扱い 後日、市に申請するよう案内してください。>

- (1) 那須塩原市発行のこども医療費受給資格者証(ピンク又は白色)の提示がない場合
- (2) ベージュ色の受給資格者証を提示した場合(現物給付対象外の年齢であるため)
- (3) 県外の医療機関等で受診した場合
- (4) 保険給付における療養費払い(高額療養費除く)のもの

3 現物給付対象年齢引上げによる注意点[平成31(2019)年4月1日~]

対象者の年齢により、こども医療費受給資格者証が異なります。窓口での確認をお願いいたします。

年齢区分	公費番号	受給資格者証の色	栃木県内診療
0歳～6歳	60090131	ピンク色	現物給付
7歳～15歳	80091135	白色	
16歳～18歳	公費番号なし	ベージュ色	償還払い

那須塩原市子ども未来部
子育て支援課給付係
TEL 0287-46-5533
FAX 0287-37-9156

2019年4月1日から、那須塩原市こども医療費助成制度が変わります

那須塩原市こども医療費助成制度の 現物給付対象年齢を拡大します！

これまでの「こども医療費助成制度」では、未就学のお子さんが現物給付（※1）の対象でした。

平成31（2019）年4月1日から、中学生まで（※2）のお子さんが栃木県内医療機関などを
受診した場合、現物給付の対象となります。

（※1）現物給付・・・医療機関などの窓口で、保険診療自己負担額（2割又は3割負担分）の支払いが
不要になるしくみです。

（※2）中学生まで・・・15歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さん

【改正内容】

		改正前 (2019年3月31日受診まで)		改正後 (2019年4月1日受診から)	
助 成 方 法	年齢区分	給付方式	受給資格者証	給付方式	受給資格者証
	0歳～6歳 (未就学児)	栃木県内現物給付	ピンク色	変更なし	
	7歳～12歳 (小学生)	償還払い（※3） 自己負担あり (薬局を除く医療機関等の診療 報酬明細書ごとに500円)	ベージュ色	栃木県内現物給付 それ以外は償還払い	白色
	13歳～15歳 (中学生)	償還払い 自己負担あり (薬局を除く医療機関等の診療 報酬明細書ごとに2,000円)	ベージュ色	栃木県内現物給付 それ以外は償還払い	白色
	16歳～18歳 (高校生)	償還払い 自己負担あり (薬局を除く医療機関等の診療 報酬明細書ごとに2,000円)	ベージュ色	変更なし	

（※3）償還払い・・・医療機関などの窓口で保険診療自己負担額を支払い、後日、申請書に領収書を添えて
市役所に申請することで口座に振り込まれるしくみです。

【注意点】

- 医療機関などを受診する際は、こども医療費助成受給資格者証と健康保険証の両方を窓口に提示してください。
- こども医療費助成受給資格者証の提示がないとき、県外で受診したときは、医療機関等の窓口で料金をお支払いください。受診日の翌月から1年以内に償還払い方式で申請することで、医療費助成を受けることができます。
- 保育園や学校でのケガや病気は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となるため、こども医療助成制度は原則利用できません。
- 休日や夜間の救急外来は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。比較的軽い症状の場合は、できるだけ平日昼間の診療時間内の受診に御協力ください。

那須塩原市役所
子ども未来部子育て支援課給付係
電話：0287-46-5533